十四　機構法第十五条第一項第十五号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十八条及び第百三十一条第一項並びに第百四十条に規定する業務に関する事項

十五～二十五　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令の一部改正）

第二条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令（平成二十四年経済産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（産業復興機構の要件） **第二条**　法第五十九条第一項に規定する特定投資事業有限責任組合に係る経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　産業競争力強化法第百四十条第一号の規定により、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資を受けていること。 三・四　［略］	（産業復興機構の要件） **第二条**　法第五十九条第一項に規定する特定投資事業有限責任組合に係る経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　産業競争力強化法第百三十三条第一号の規定により、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資を受けていること。 三・四　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正）

第三条　経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第九条） 第二章　産業活動における新陳代謝の活性化 第一節　特定新事業開拓投資事業の促進（第十条―第十四条） 第二節　事業再生の円滑化（第十五条―第四十八条） 第三節　事業活動における知的財産権の活用（第四十九条―第五十六条）	目次 第一章　総則（第一条―第九条） 第二章　産業活動における新陳代謝の活性化 第一節　特定新事業開拓投資事業の促進（第十条―第十四条） 第二節　事業再生の円滑化（第十五条―第四十八条） 第三節　事業活動における知的財産権の活用（第四十九条―第五十六条）

十四　機構法第十五条第一項第十五号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十七条第一項及び第百三十三条に規定する業務に関する事項

十五～二十五　［略］

第三章　株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等（第五十七条―第六十一条の二）

第四章　中小企業の活力の再生（第六十二条―第六十五条）

第五章　雑則（第六十六条―第六十九条）

附則

（認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明）

第七条　法第二条第二十四項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

2　［略］

（特定創業支援等事業）

第八条　法第二条第二十六項の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるものは、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する事業であって、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

一～四　［略］

（経済産業省令で定める金額）

第九条　法第二条第二十八項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

（認証紛争解決事業者の認定に係る手続実施者の要件）

第十七条　［略］

一　法第百三十四条第二項の認定支援機関において中小企業再生支援業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を有すること。

二～四　［略］

第三章　株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等（第五十七条―第六十一条の二）

第四章　中小企業の活力の再生（第六十二条―第六十五条）

第五章　雑則（第六十六条―第六十九条）

附則

（認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明）

第七条　法第二条第二十項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

2　［略］

（特定創業支援等事業）

第八条　法第二条第二十二項の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるものは、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する事業であって、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

一～四　［略］

（経済産業省令で定める金額）

第九条　法第二条第二十四項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

（認証紛争解決事業者の認定に係る手続実施者の要件）

第十七条　［略］

一　法第百二十七条第二項の認定支援機関において中小企業再生支援業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者として事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を有すること。

二～四　［略］